

あなたのお宅は防犯対策ができていますか？

朝来市身を守る防犯対策補助金

防犯意識を高め、犯罪に対する対策を講じましょう！

受付期間 令和7年7月1日(火)～令和8年1月30日(金)

【補助対象品】

- ・ 防犯カメラ
- ・ 自動録音機能付き電話機
(公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する、優良防犯電話機推奨品目録に記載されている固定電話機)
- ・ 防犯ガラス・フィルム
- ・ 人感センサーライト
- ・ 録画機能付きインターホン
- ・ 防犯性の高い錠・補助錠
- ・ センサーアラーム
- ・ その他 空き巣等の犯罪の未然防止を図るために必要であると市長が認める器具等

防犯にはこれらの対策が有効です！
補助に関する詳細は裏面をご覧ください！



防犯4原則！

- 1. 目** 視線を感じさせて犯罪を思いとどまらせる
(防犯カメラ、見通しのよい環境など)
- 2. 光** 人の動きに反応する照明で不審者を照らす
(センサーライト、街灯など)
- 3. 時間** 侵入に手間をかけさせる
(補助錠、防犯ガラス、フィルムなど)
- 4. 音** 異常があった時、大きな音で知らせる
(防犯ブザー、センサーアラームなど)

**これらの対策を組み合わせることで、
より大きな防犯効果が得られます**



【お問合せ先】

朝来市役所 危機管理部 防災安全課
電話：079-672-6112

朝来市身を守る防犯対策補助金について

補助金申請ができる方

- ・朝来市に居住し住民登録している方
- ・同一世帯において補助金申請は1回限りです

申請受付期間

- ・令和7年7月1日（火）～令和8年1月30日（金）

補助上限金額など

- ・実支出額の1/2（上限10,000円）
 - ※1 実支出額が5,000円以上のものが対象となります
 - ※2 100円未満の額は切捨て
 - ※3 複数設備を組み合わせでの申請も可能です

防犯対策用品の購入について

- ・購入する店舗は市内外を問いません
- ・通販での購入も可能です

申請は、防犯対策用品を購入した後の事後申請となります。申請書は市役所窓口のほか、市HPからもダウンロードできます。また、インターネット上での申請も可能です。詳しくはホームページをご覧ください。



**ひとりひとりが防犯対策を
講じ、全員で安全で安心な
まちづくりをしましょう！
それは、こどもの見守りの
強化にもつながります。**



市ホームページ



【お問合せ先】

朝来市役所 危機管理部 防災安全課
電話：079-672-6112